

緊急支援助成に関する要綱施行細目

1. 対象団体（要綱第2条関係）

企画した活動を遂行できる専門性が高く、被災地における支援活動の経験がある団体（5人以上で構成）で、神戸市内に活動拠点があるもの。

※暴力団又は暴力団と密接に関連のある団体は対象外とする。

2. 対象活動（要綱第3条関係）

団体が自ら企画・提案し、実施する令和6年能登半島地震の被害を受けた地域（災害救助法適用地域）で行う、下記の復旧・復興を支援するための活動。

※阪神・淡路大震災の教訓を活かし、被災地における市民生活の課題を具体的に解決する活動（義援金、生活物資の募集・送付活動、学術研究や単なる提言活動、法令に違反する活動を除く）。

3. 対象経費（要綱第4条関係）

助成対象期間に行われる活動の経費のうち、被災地と神戸の往復にかかる交通費、バスのチャーター等集団での移送に要する経費、レンタカー借り上げ費用、ガソリン代、有料道路通行料等のほか、活動に付随して特に必要となる経費を対象とする。

※備品・消耗品費のうち、飲食にかかる経費及び単価5万円を超える備品は対象外とする。

※宿泊に要する経費は一人1泊5千円（税込み）を上限とし助成する。

4. 助成金の額（要綱第5条関係）

(1) 対象経費の合計額の範囲内で30万円を上限として助成する。

(2) 助成総額は300万円とし、企業等からの寄附の状況によって追加配分を検討する。

(3) 神戸市企業版ふるさと納税を通じて、企業から団体を希望した寄附があり、希望された団体が緊急支援助成に関する要綱及び本施行細目等で定める事項に該当する場合は、前2項の規定にかかわらず、企業の意思を尊重し、「対象経費の合計額」又は「企業版ふるさと納税額の9割」のいずれか低い方を上限として助成する。

5. 助成対象期間（要綱第6条関係）

2024年（令和6年）1月1日（月曜）～2024年（令和6年）3月31日（日曜）

6. 交付申請受付期間（要綱第7条関係）

2024年（令和6年）3月1日（金曜）～2024年（令和6年）3月13日（水曜）

7. 書式関係

(1) 交付申請（要綱第7条関係）

様式第1号：交付申請書

様式第1号-2：団体概要

(2) 交付・不交付の決定（要綱第8条関係）

様式第2号：交付決定通知

様式第3号：不交付決定通知

(3) 助成事業の変更（要綱第9条関係）

様式第4号：交付決定内容変更申請書

様式第5号：交付決定変更通知書

(4) 実績報告書の提出（要綱第10条関係）

様式第6号：実績報告書

様式第7号：収支決算報告書

添付書類：領収書（PDF等データ・写し可）・記録写真・その他助成事業に要した費用を証する書類（交通費使用簿など）

(5) 交付額の確定（要綱第11条関係）

様式第8号：額確定通知書

(6) 助成金の請求（要綱第12条第1項関係）

様式第9号：交付請求書